



長野県価格高騰特別対策支援金 （こども加算）のご案内

支給対象者

基準日(令和6年12月13日)時点で千曲市に住民票があり、下記に該当する**対象児童を扶養している世帯主**の方に、負担軽減措置として支援金を支給します。

- 令和6年度住民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯で、※「長野県価格高騰特別対策支援金（1世帯あたり2万円）」の支給対象である世帯主
- 国の物価高騰対策重点支援こども加算給付金（児童1人あたり2万円）の支給対象ではない世帯

※「長野県価格高騰特別対策支援金」の支給に関することは千曲市福祉課へお問い合わせください。

支援金の支給額

児童1人あたり**2万円**

※対象児童：平成18年4月2日以降に出生し、支給対象世帯主と生計同一である児童

支給手続き

支援金を受け取るには**書類の提出が必要**です。

世帯全員が令和6年度
「住民税所得割非課税」で
18歳以下の児童がいる世帯

給付内容や確認事項が書かれた
「確認書」が届きます。



「確認書」に必要事項を記入し、署名した上で、必要書類とあわせて**窓口**に持参または**郵送**で提出してください。

市で内容確認ののち、順次口座振込にて支給します。

提出期限

令和7年8月31日（日） 当日消印有効

※窓口での受付は8月29日（金）が最終日となります。



《問い合わせ先》

千曲市「長野県価格高騰特別対策支援金(こども加算)」窓口（市役所1階こども未来課）

受付時間：平日 8:30～17:15 TEL：026-273-1111（内線1251）



詳細はこちら
（千曲市ホームページ）